

2022 年度知財部会発表（概要）

商品化権の性質とビジネス

～鉄道車両、航空機等を題材として～（仮称）

杉江 武（神鋼商事）

プロパテントの意識が定着し、強い知財権の取得により企業の収益強化につなげるための施策は、既に定着しつつある。実定法における知的財産権は、特許、実用新案、意匠、商標、著作権である。ある権利を保護する場合には、複数の実定法の権利による重複的保護の他、実定法上の権利に基づかない、商品化権、パブリシティ権を基礎にすることもあるが、正確な理解が難しい。

そこで本報告では、身近で商品化権が利用されているビジネスの具体例（鉄道車両、航空機等）を紹介した上で、由来、法的性質、関連する現行法を概観する。その上で、商品化権の基本ルール、著作権、不正競争防止法、パブリシティ権、商標との相互関係につき考察する。裁判例として、我国における、ポパイネクタイ事件、アンコウ行灯事件、ギャロッププレーサー事件、ダービースタリオン事件等を検討する。海外においても、商品化権に関係するような裁判例を適宜検討する予定である。最後に、商品化権のライセンス契約雛型のビジネスへの利用についても言及したい。